

## 秋田公立美術大学構内緑地管理業務委託仕様書

秋田公立美術大学構内における緑地管理業務について、下記のとおりとする。

### 1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 履行場所

秋田公立美術大学

秋田市新屋大川町12番3号

(1) 芝刈機除草（グラウンド以外）	1, 960. 7 m <sup>2</sup> × 年2回
(2) 刈払機除草	
刈払機（グラウンド以外）	2, 792. 2 m <sup>2</sup> × 年3回
(3) 除草剤散布	
人力抜根除草部	1, 567. 9 m <sup>2</sup> × 年2回
砕石・玉石部	1, 792. 3 m <sup>2</sup> × 年1回
生垣部（機械除草含む）	265. 7 m <sup>2</sup> × 年1回
芝生地（グラウンド除く）	1, 960. 7 m <sup>2</sup> × 年2回
(4) 生垣剪定	928. 7 m <sup>2</sup> × 年2回

### 3 実施箇所

別紙全体図を参照のこと。

### 4 実施時期

業務の実施日については、そのつど事務局と協議し決定すること。

### 5 その他

- (1) すべての作業において、草木等の運搬処理を含む。
- (2) 業務を下請負に付すことは禁止する。